

## 別紙 使用要件

### イベント開催に伴う岡公園 長屋門の使用要件について

- 1 施設の供用日（イベント開催期間）  
平成29年7月8日（土）～平成30年3月31日（土）  
※ 年末年始の市役所閉庁日を除く
- 2 施設の供用時間  
9時から16時30分まで
- 3 施設の使用料  
和歌山市都市公園条例に基づき、イベント1件 3時間まで1,350円で、3時間を越えた場合は1時間増すごとに450円が必要となる。なお、使用料については（一社）和歌山市観光協会を受付し、行為許可申請時に和歌山市の和歌山城整備企画課に支払うものとする。但し、長屋門の建物内のみを使用する場合、使用料は不要。
- 4 開催可能なイベントの種類  
常識の範囲内であれば、イベントの種類は問わない。物販を行うことも可能。ただし、文化財指定されている長屋門のイメージを損なうものについては認められない。イベント開催の可否を（一社）和歌山市観光協会と判断しかねるものについては、和歌山市の和歌山城整備企画課との協議により決定する。
- 5 施設の使用範囲
  - (1) 敷地
    1. 別紙 配置図の太線枠内のみ使用可能。
    2. 駐車場部分の使用は不可。
    3. テントの使用は持ち込みで可能。
    4. イベント開催者は敷地内での火気の使用は可能であるが、長屋門の建物内では不可とする。火気を使用する場合は、事前に消防関係との協議を行うこと。  
(問合せ先) 和歌山市消防局 予防課 TEL 073-427-0119
    5. 芝生の部分には植栽があるため、イベント開催にあたり注意すること。
  - (2) 建物
    1. 長屋門は文化財指定されているため、文化財を傷つけないよう配慮すること。  
万が一、文化財を損傷させた場合、原状復帰に要する費用はイベント開催者が負担するものとする。
    2. 建物内の縁側には見学者のために解説パネルや展示台が設置されているが、イベントに応じて、移動させることは可能である。ただし、展示台については中に展示物があるため、移動の際には注意すること。イベント終了後は原状復帰すること。

3. イベントには門から西側の各和室、縁側部分が使用可能であるが、空調設備を完備しているのは別紙 平面図の太線枠内で示す和室2室（8帖・6帖）に限られる。夏・冬季のイベント開催時は気象条件に配慮すること。なお、空調設備を有する和室（6帖）について、土日祝日は管理人が待機するため、物品の仮置き等で使用する場合は要相談のこと。
4. 建物内のトイレはイミテーション（模造品）で使用不可のため、岡公園内のトイレを使用すること。
5. 建物内にガス設備はないが、ガスコンロの持ち込みは禁止する。ただし、IHコンロについては使用可。
6. 建物内にある電源（コンセント）は別紙 平面図 □ に示す箇所であり、使用可。
7. 建物内にある水道設備（流し台 1台）は別紙 平面図 ◆ に示す箇所であり、使用可。

## 6 物品の搬入・搬出方法

物品の搬入・搬出については事前にイベント開催者、（一社）和歌山市観光協会、和歌山市の和歌山城整備企画課との協議により決定する。

## 7 食品関係の販売

現地で食品を調理する場合、保健所への届出がなされていることはもちろん、必ず責任者を常駐させ、商品の管理を徹底すること。特に夏場については、食品の衛生管理を徹底すること。

（問合せ先）和歌山市保健所 生活保健課 食品保健班 TEL 073-488-5111

## 8 権利移転の禁止

イベント開催許可の権利を他者に譲渡することはできない。

## 9 遵守事項

- ① 観光協会を通じてイベントを申し込めるのは、一般社団法人和歌山市観光協会の会員に限る。但し、会員にイベント開催の希望がない場合は、観光協会事務局が一定の条件のもと、会員外の事業者等を募集できるものとする。
- ② 行政機関等との調整が必要なため、イベント開催日の14日前までに使用料を添えてイベント開催申込書を提出すること。
- ③ 和歌山市都市公園条例を遵守すること。
- ④ イベント開催時に万が一、事故等が発生した場合やクレームについては、その全般の責任について、イベント開催者が負うものとする。
- ⑤ 火災、盗難等により、イベント開催者の物品等が破損・紛失した場合、その全般の責任について、イベント開催者が負うものとする。
- ⑥ イベント開催箇所にはゴミ箱を設置すること。
- ⑦ イベント終了後は掃除を徹底し、ゴミはすべて持ち帰ること。
- ⑧ 搬入・搬出車両の出入りについては、安全面に十分配慮すること。
- ⑨ 各種届出が必要な場合は、各自の責任において行うこと。